

令和3年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和3年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 日本原子力研究開発機構における令和2年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は4,623件、契約金額は1,203億円である。このうち、競争性のある契約は4,171件(90.2%)、1,021億円(84.8%)、競争性のない随意契約は452件(9.8%)、182億円(15.2%)となっている。

令和元年度と比較して、競争性のある契約のうち企画競争・公募の件数割合(令和元年度7.5%⇒令和2年度8.3%)、金額割合(令和元年度12.5%⇒令和2年度22.8%)ともに増加している。金額割合の主な増加要因は、核物質防護警備契約について平成29年度に締結した複数年契約が契約満了となり、令和2年度に改めて契約したためである。さらに令和2年度より原子力施設における管理区域内の業務請負契約のうち、高度な専門性・習熟性が必要な安全上重要な作業について、一般競争入札から確認公募へ移行させた。加えて、新規の大型契約案件が集中したことによる。

表1 令和2年度の日本原子力研究開発機構の調達全体像(単位:件、億円)

	令和元年度		令和2年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(81.9%) 3,572	(69.5%) 764	(81.9%) 3,786	(62.0%) 746	(6.0%) 214	(▲2.3%) ▲18
企画競争・ 公募	(7.5%) 326	(12.5%) 138	(8.3%) 385	(22.8%) 275	(18.1%) 59	(99.0%) 137
競争性のある 契約(小計)	(89.4%) 3,898	(82.1%) 901	(90.2%) 4,171	(84.8%) 1,021	(7.0%) 273	(13.3%) 120
競争性のない 随意契約	(10.6%) 462	(17.9%) 197	(9.8%) 452	(15.2%) 182	(▲2.2%) ▲10	(▲7.4%) ▲15
合計	(100%) 4,360	(100%) 1,098	(100%) 4,623	(100%) 1,203	(6.0%) 263	(9.6%) 105

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

(注3) 競争入札等には、競争入札を実施したが落札に至らず、随意契約に切り替えたものを含む。

(2) 日本原子力研究開発機構における令和2年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、一者以下の契約件数は2,545件(72.4%)、契約金額613億円(73.7%)である。

令和2年度においても、一般競争入札における応札者を拡大し、更なる競争性の確保を図るため、公告期間の十分な確保、分かりやすい仕様書の作成、仕様書等の点検、電子入札の活用、入札手順を解説した「入札参入ガイド」及び年間発注計画の機構ホームページへの掲載等の取組を着実かつ継続的に実施した。

一者応札・応募の競争契約総数に対する件数割合は前年度とほぼ同率(令和元年度72.5%⇔令和2年度72.4%)に留まっており減少傾向とはなっていない。応札しなかった企業へのアンケート調査において、互換性の観点から製造メーカー等が実施しなければ品質が担保できないこと、原子力特有の高い品質管理への対応が困難であること、製品の開発要素が多く確実に履行できるかリスクがあることなどの原子力施設特有の特殊性を理由とした回答の割合は前年度に比べ減少傾向にあるものの、一方で企業及び作業従事者に求められる技術要件や資格要件を満たすことが困難であることや、専門分野・得意分野と異なる業務であることなどを理由とした回答の割合が前年度に比べ増加しており、技術的な観点から応札を控える傾向にあるものと考えられる。

表2 令和2年度の日本原子力研究開発機構の一者応札・応募状況(単位:件、億円)

		令和元年度	令和2年度	比較増△減
2者以上	件数	(27.5%) 897	(27.6%) 969	(8.0%) 72
	金額	(23.7%) 180	(26.3%) 219	(21.7%) 39
1者以下	件数	(72.5%) 2,370	(72.4%) 2,545	(7.4%) 175
	金額	(76.3%) 580	(73.7%) 613	(5.7%) 33
合計	件数	(100%) 3,267	(100%) 3,514	(7.6%) 247
	金額	(100%) 760	(100%) 832	(9.5%) 72

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争又は公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

(3) 令和2年11月に開催された令和2年秋の年次公開検証(行政事業レビュー)において、「平成27年度秋の年次公開検証での指摘を受け、関係法人の適正化や秘密保持事項の付帯を必要最小限にするなどの取組はなされているが、その後の一般競争の実施、入札者数、落札率などにおいて効果が表れているとは言い難い。競争が生じにくいといった原子力関連事業の特殊性もあるが、競争が行われるためのモニタリング強化及び条件設定、また競争に限らず業務の見える化など、管理方法の変更によるコスト削減に努めるべきである。」との指摘を受けている。原子力関連事業の特殊性による他の事業と

の違い(専門的知識を有する者しか対応が困難等)については、一定のご理解をいただいているが、この指摘を踏まえ、契約監視委員会等の助言を受け、今後、原子力機構が主体的に改善方策について取り組むこととする。

2. 重点的に取り組む分野

上記 1. の分析及び機構における研究開発業務の特殊性を踏まえ、法人の使命である「研究開発成果の最大化」を推進するために、以下の重点的に取り組む分野及び取組内容について、着実に実施するとともに、契約の公平性・透明性の確保やコスト低減というアウトカムに繋がる契約方式を検討していくこととする。

(1) 適正な調達手段の確保

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月閣議決定)」に基づき、一般競争入札等の契約を原則としつつも、研究開発成果の最大化を重視する観点から、研究開発業務の特殊性を考慮し、随意契約基準要件(特命クライテリア)に基づき、適切に判断の上、公平性・透明性を確保しつつ随意契約を含めた合理的な方式による契約手続を推進するとともに、良質かつ適正な価格での契約に資する。この場合、契約監視委員会において個々の契約案件の合理性について事後点検を行う。

一者応札・応募については、以下の応札者拡大のための各種取組を引き続き工夫して実施するとともに、新規参入を増やす新たな取組として、専門性を有しない一般的な業務内容を切り分けて発注する方式を進めることにより、更に競争性が拡大するような施策を図る。

また、2 か年度以上連続して一者応札が継続している案件については、契約種別毎の傾向と要因を分析したうえで、競争環境が整う見込みのある契約と競争環境が整う見込みのない契約とに類型化し、前者の場合は応札者の拡大に取組み、後者の場合は契約審査委員会の審査を受け、競争性のある契約(確認公募)に移行することにより、競争性及び透明性を確保しつつ、合理的な契約手続を推進する。

(主な取組事例)

- ・年間発注計画の作成及びホームページ掲載
- ・一者応札案件に対し、応札しなかった企業へのアンケート(設問内容の改善)
- ・一者連続受注案件に対する、コスト分析等に資する履行実績調査の実施
- ・応札者に分かりやすい仕様書の作成、仕様書及び発注単位の点検
- ・更なる電子入札の活用促進(業者事情により実施できない場合は除く。)
- ・入札手順を解説した「入札参入ガイド」の効果的な周知 等

さらに、一般競争入札における実質的な競争性が確保されているか否かについて検証するため、契約監視委員会において落札率が 100 パーセント等、高落札率となっている個々の契約案件の事後点検を行い、更なる契約の適正化を図る。

【評価指標:研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続への移行件数、応札者拡大のための各種取組の着実な実施】

(2) 合理的調達に関する取組

環境負荷の少ない物品等の調達を継続実施するとともに更なる契約事務の効率化及び経費節減を

図るため、以下の取組を実施する。

①環境負荷の少ない物品等の調達

環境物品等の調達の推進を図るため、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを発注仕様書に明記するなど、可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努める。

②適切な発注単位の調達

一括調達等によるスケールメリットと分割調達による競争性の向上の両方の観点から、一括調達の適否を慎重に検討し、常に最適な発注単位での調達を目指す。

【評価指標：一括調達及び最適な発注単位での調達への変更件数】

③Web 調達の運用及びフォローアップ

令和 3 年 4 月の運用開始から一定期間経過した時点において、利用者を対象としたアンケート調査を実施し、調査結果を踏まえた課題や問題点を整理した上で、システム改修や運用面での見直しを図る。

④電子契約システムの導入検討

契約業務の効率化及びコスト削減に資するものとして、契約相手先との契約書の取り交わしをクラウド型の電子契約サービスを活用した電子契約システムの令和 3 年度試行導入に向けたシステム環境及び運用基準等の着実な整備を実施する。

【評価指標：システム運用後の評価件数、システム環境整備、運用基準等の整備】

(3) 職員等のスキルアップ

契約事務の基礎知識、応用力等を習得させることにより契約部門の生産性を向上させることを目的に、契約業務に係る初任者向けの契約初任者研修及び実務者向けの契約実務者研修を実施する。

さらに、情報共有ツールを活用した契約業務に係る様々な情報の発信により契約担当者のスキルアップを図る。

【評価指標：各研修：実施回数 1 回以上/年、契約担当者における受講者割合拡大、情報共有ツールの構築】

(4) 契約手続の適正性・コスト削減のための機能強化

契約請求発注部署を対象に契約リスクの抽出を行い、TV 会議等も活用し、個々の契約案件に関して契約手続の適正性、発注の妥当性及びコスト最適化についてヒアリングを実施する。

【評価指標：コスト削減を主眼としたコンサルティング活動の実施】

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の徹底

随意契約を締結することとなる案件について、機構内に設置されている契約審査委員会により、「随意契約によることができる事由」(会計規程)との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、少額随意契約基準額を超える全ての随意契約案件について事前点検を実施する。

【評価指標：契約審査委員会による点検件数：少額随意契約基準額超全件】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に係る不祥事の発生の未然防止・再発防止のため、以下の取組を実施する。

- ・契約に係る内部規程等の点検、外部講習受講等により、不祥事発生の防止に取り組む。
- ・懸案事項の発生、規程等の改正を実施した場合は綿密な連携強化及び共通認識を図るため契約担当課長を対象とした会議を実施する。
- ・契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどに着眼し、契約審査を実施する。
- ・リスクマネジメント活動を推進することにより、契約業務に係るリスクを抽出し、必要に応じて対策を講じる。
- ・全職員に対して、e ラーニングを活用した契約業務の現状と各種情報の発信、さらには契約業務に対する認知度を図るためのアンケートを実施する。
- ・全職員に対して研究不正防止及び官製談合の未然防止の観点から e ラーニング等の教育・啓蒙活動を実施する。

【評価指標:e ラーニング教育の受講率 100%、研究不正及び官製談合 0 件】

(3) 利害関係者等との接触に関する取組

利害関係者等と職務に関し接触する場合における留意事項等を遵守し、職務遂行の公正性を確保するとともに、利害関係者等との接触記録を機構ホームページで公表する。

また、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口及び離職役職員以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度を継続する。

「利益相反マネジメント規程」に基づき、機構役職員の利益相反による弊害を未然に防止するなど、利益相反マネジメントを適切に行う。

これらの規定や外部通報窓口等が有効に機能しているか等について、引き続き監視・検討していく。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させる。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、契約担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組む。

総括責任者 契約担当理事

副総括責任者 契約部長

メンバー 財務部長、大洗研究所管理部長、幌延深地層研究センター所長、東濃地科学センター

所長、人形峠環境技術センター所長、青森研究開発センター所長、敦賀廃止措置実証本部事業管理部長及び福島研究開発拠点福島事業管理部長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、2 か年度連続の一者応札・応募案件及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に定められた入札及び契約の適正化などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

また、契約監視委員会は、契約審査委員会と双方の審議内容等の情報共有を行い、それに基づく意見交換を通じて連携し、各々の所掌業務の遂行に資するものとする。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、日本原子力研究開発機構のホームページにて公表する。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、契約監視委員会の点検を経て、調達等合理化計画の改定を行う。